

地域共生社会で活躍できる社会福祉士の育成・強化に関する調査研究事業
公益社団法人日本社会福祉士会（報告書A4版 275頁）

事業目的

- 厚生労働省の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日）（以下「専門委員会報告書」という。）では、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士には、包括的な相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制を構築するための実践力の向上が求められていることが示され、地域全体での社会福祉士育成のための取組について、「職能団体や養成団体等が中心となり、現任の社会福祉士が、他の専門職や地域住民等と協働してソーシャルワークに関する知識・技術や実践事例等を学び合い、それぞれの力を合わせながら実践能力を向上させることができるような場づくりを推進することが必要である」と明記されている。
- この専門委員会報告書では、「社会状況の変化やニーズの多様化・複雑化に伴い、社会福祉士の活躍の分野は広がってきており、実践力を向上させていくためには、資格取得後の不断の自己研鑽」と「職能団体が中心となって取り組んでいる認定社会福祉士制度を活用すること」そして、「現任社会福祉士の育成には、就労先の事業所（雇用者）が社会福祉士の自己研鑽の意義を理解し、スーパービジョンへの理解が重要」であることが指摘されている。
- また、地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ（令和元年12月26日）においても、「多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）」等を担うことが想定される「ソーシャルワーク専門職」をはじめとする「人材の支援の質」を担保することが、包括的支援体制を機能化させるための「要」であり、人材の育成・確保に向けた環境整備を図ること、そして「相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成」の重要が示されている。
- そして、令和3年度からスタートした重層的支援体制整備事業について、参議院厚生労働委員会「地域共生社会の実現のための社会福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和2年6月4日）において、「同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」が示され、同事業を担うことが想定されている社会福祉士に関する人材育成の重要性はますます高まっている。
- これと平行し、令和3年度から社会福祉士養成課程における新カリキュラムが導入されているが、それを履修した学生が国家資格を取得し、現場においてソーシャルワーク専門職としての役割を果たせるようになるには、今後、数年間程度かかることとなる。その一方で、実践現場で働いている社会福祉士が専門委員会報告書やカリキュラム改正等において求められている新たな役割を速やかに果たしていくために、地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士に対する研修体制およびスーパービジョンの体制構築が喫緊の課題となっている。
- なお、昨今の新型コロナウイルスの影響により、対面でのスーパービジョンが実施困難な状況があり、ICT等の技術を活用したスーパービジョンが進められつつあるものの、「進め方の手順」等などの基本的なルールが定められていないがために、実際の運用は「スーパーバイザーまかせ」となっている現状もある。また、本会が令和2年度社会福祉推進事業として実施した「地域共生社会の実現に向けた現任社会福祉士の研修プログラムの開発とスーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業」では、「スーパービジョンでは、ミクロレベルの実践についてはよく取り上げられているが、メゾ（地域・組織）およびマクロレベルの実践についてはミクロほど取り上げられていない」ことが明らかになってお

り、これらの課題を解決するために、現任のスーパーバイザーのフォローアップを行うための人材養成に早急に取り組むことが必要である。

- そこで、本調査研究事業では、本会が令和2年度社会福祉推進事業において試行した現任研修プログラムやeラーニング講義教材をふまえ、全国の現任社会福祉士を対象に研修プログラムの全国展開にむけた基盤構築を行うとともに、スーパーバイザーに対するフォローアップ体制の構築にむけた事業を実施する。
- 具体的には、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を育成するための研修等を各地域で行う際に必要とされる人材の養成として、①講師養成プログラムの開発及び研修運営の手引きを作成するとともに、②全国展開版の研修プログラムを地域で展開するための講師養成研修を実施する。
- また、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク・スーパービジョンの質の向上にむけスーパーバイザーのフォローアップを実践できる人材の養成として、①都道府県において、地域共生社会の実現に資するスーパービジョンを中心となって推進していくことができる人材を対象としたリーダー研修の開発・試行を行うとともに、②「ICTを活用したスーパービジョン」に関する基本ルール、進め方について手引きとして取りまとめ、関係機関へ配布する。

事業概要

1. 事業項目

- (1) 地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成
 - 1) 講師養成研修プログラムの開発
 - 2) 講師養成研修の開催
 - 3) 研修運営の手引きの作成
- (2) スーパーバイザーのフォローアップを実践できる人材の養成
 - 1) リーダー研修の開発・試行
 - 2) ICTを活用したスーパービジョンに関する手引きの作成

2. 事業実施体制

本調査研究事業の実施にあたっては、「現任研修委員会」「リーダー研修プログラム検討委員会」「ICTを活用したスーパービジョンに関する手引き検討委員会」の3つの委員会を設置した。委員会は相互に情報共有の機会をもちながら、それぞれの事業を実施した。

委員会等のメンバーは以下のとおりである。

(1) 現任研修委員会（6回）

①委員会

	氏名	所属	備考
1	中田 雅章	日本社会福祉士会 理事	委員長
2	荒井 浩道	駒澤大学	
3	逸持治 典子	会津長寿園指定居宅介護支援事業所	
4	高良 麻子	法政大学	
5	高山 由美子	ルーテル学院大学	
6	樽井 康彦	日本ソーシャルワーク教育学校連盟、龍谷大学	
7	土谷 長子	皇學館大学	

オブザーバー

	氏名	所属
1	道念 由紀	厚生労働省 社会・援護局 総務課 社会福祉専門官

②手引き作業チーム（2回）

	氏名	所属
1	逸持治 典子	会津長寿園指定居宅介護支援事業所
2	土谷 長子	皇學館大学

(2) リーダー研修プログラム検討委員会

①委員会（7回）

	氏名	所属	備考
1	野村 豊子	認定社会福祉士認証・認定機構 理事、日本福祉大学	委員長
2	岡田 まり	立命館大学	
3	齊藤 順子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟、淑徳大学	
4	鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター	
5	高野 八千代	社会福祉法人南魚沼福祉会	
6	田村 満子	有限会社たむらソーシャルネット	
7	中田 雅章	日本社会福祉士会 副会長、中田社会福祉士事務所	

②研修講師・運営スタッフ（スーパーバイザーのためのリーダー研修）（1回）

	氏名	所属
1	野村 豊子	認定社会福祉士認証・認定機構理事、日本福祉大学
2	安藤 千晶	静岡市清水医師会 在宅医療介護相談室
3	岡田 まり	立命館大学
4	齊藤 順子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟、淑徳大学
5	鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター
6	高野 八千代	社会福祉法人南魚沼福祉会
7	田上 明	東京都医療ソーシャルワーカー協会
8	田村 満子	有限会社たむらソーシャルネット
9	中田 雅章	日本社会福祉士会 副会長、中田社会福祉士事務所
10	藤林 慶子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟、東洋大学
11	前嶋 弘	社会福祉法人みなと寮

オブザーバー

	氏名	所属
1	道念 由紀	厚生労働省 社会・援護局 総務課 社会福祉専門官

(3) ICTを活用したスーパービジョンの手引き検討委員会

①委員会委員（7回）

	氏名	所属	備考
1	野村 豊子	認定社会福祉士認証・認定機構 理事、日本福祉大学	委員長
2	荒井 浩道	駒澤大学	
3	田村 綾子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟、聖学院大学	

4	藤林 慶子	日本ソーシャルワーク教育学校連盟、東洋大学	
5	前嶋 弘	社会福祉法人みなと寮	
6	宮崎 清恵	日本医療ソーシャルワーカー協会、神戸学院大学	

オブザーバー

	氏名	所属
1	道念 由紀	厚生労働省 社会・援護局 総務課 社会福祉専門官

調査研究の過程

1. コロナ禍における事業実施上の配慮

本調査研究事業では、コロナ禍における研修のため、完全オンラインでの開催を行った。また、委員会はすべてリモートで行い、コロナ感染防止に万全の注意を払って事業に取り組んだ。

2. コロナ禍における事業計画の変更

地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成については、受講者について当初は各県1名の50名定員で予定をしていたが、すべての講義を1人の講師が担当することは考えづらいこと、ICTを活用したオンラインでの実施により会場の広さという実施上の制約がなくなることから、募集定員を150名に増やし実施した。

また、全国展開するための研修運営の手引きについては、ハイブリッド方式について検討しながら進める予定であったが、コロナの感染拡大の収束が見込めず、作成した手引きに基づいたハイブリッド研修の検証が見込めないこと、できるだけ多くの都道府県で展開できるように現実に運営しやすい開催方法とすることとともに、地域共生社会の実現に資するという研修の内容特性から研修時に受講者同士の積極的な交流が図れる集合研修方式での開催を基本にすることとした。

また、感染拡大予防の対応としてICTを活用したオンライン研修が実施できるよう、講師養成研修で実施したオンライン方式について記載した。検証には至らなかったが、ハイブリッド方式についても記載した。

3. 倫理的配慮

地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成事業にて実施したアンケート調査については、匿名性を確保したうえで、本事業の報告書において公表すること、データについては、厳重に保管し、報告書の公表後に破棄すること等を伝えた上で実施した。

スーパーバイザーのフォローアップを實踐できる人材の養成に係る事業におけるリーダー研修の開催にあたっては、オンライン研修に伴う個人情報保護への配慮として、受講者から提出された課題の閲覧は、講師と運営スタッフのみに限定し、受講者間での紙及び電子データ等による共有はせず口頭報告のみで演習を進めるための工夫を行い、データの漏洩防止に配慮した。また、研修受講者を対象としたアンケートでは、協力依頼時に、アンケートで得られたデータは研究目的以外には使用しないこと、データは統計的に処理し個人を特定できない形で本事業の報告書において公開すること、データについては、厳重に管理し、報告書の公表後に破棄することを伝えた上で実施した。

4. 評価委員会からの留意事項

事業の採択にあたっては、評価委員会からの留意事項として、「過去、類似したテーマの取り組みをしており、違いがわかりにくい。これまでの成果についての効果測定が必要なのではないか」「研修開催に当たっては、参加者へのアンケート調査等の手法によって、必ず効果測定をし、問題点や課題があれば、修正されたい」と指摘を受けた。そこで、本事業を進めるにあたっては、これらの留意事項をふまえながら実施することとした。

一つ目の指摘については、「地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成」にかかる事業では、昨年度は開発した研修プログラムについて現任社会福祉士を対象に試行研修を行い、その結果に基づいて研修プログラム及び講義要綱を見直した。今年度の事業では、昨年開発したプログラムと教材を基に、プログラムの全国展開のための講師養成を行うことと都道府県で開催するための運営の手引き作成という事業であり、明らかに昨年度とは事業目的及び対象が異なる事業と言える。また、二つ目の指摘については、研修受講者にアンケート調査を実施し、参加者の理解度を確認した上で、研修プログラム及び効果的な教授のためのポイントを改めて検討した。

5. 実施内容

(1) 地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成

1) 講師養成研修プログラムと講師養成研修用の講義要綱の作成

2020年度に現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるようプログラム開発した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の講義部分は、2020年度に作成したe-ラーニング講座（オンデマンド）を使用することとし、演習部分について講師養成研修のためのプログラム開発を行った。講師は、本研修の趣旨、ねらいを押さえた上で各科目を担当できるように、すべての科目について受講を必要とし、演習の前提となる講義部分であるe-ラーニング講座（オンデマンド）を視聴した上で受講することとした。研修内容は、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の一部体験をしながら、教授法について理解するプログラムとした。

2) 講師養成研修の開催と評価

①講師養成研修の開催

「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）」を双方向型のリモート方式で開催した。ツールはZoomミーティングを用い、各講師及び事務局はそれぞれ異なる場所で研修運営に参加した。受講者は、現任の社会福祉士であること、講師養成研修の目的に賛同できること、研修後のアンケートに協力できること、今後「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の講師を担えること、都道府県社会福祉士会の推薦を受けられることを要件とした。

○研修名：「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）」

○日 程：2021年12月26日（日）10：00～17：15

○会 場：Web会議室（Zoomミーティング）

○修了者：116名（定員150名）

研修の内容及び運用の評価方法として、研修主催当事者である講師及びスタッフによる研修終了後の評価（振り返り）、受講者全員による研修受講後のアンケート評価の2つの方法で行った。

②講師及びスタッフによる評価

研修終了後、研修主催当事者として講師及びスタッフによる「研修プログラム全体に関すること」「各科目に関すること」「研修運営等に関すること」について、振り返りを実施した。

③研修会後の受講者アンケートの結果

受講者に対して、研修後にアンケート調査を実施した。アンケートでは、各科目の演習をする際のポイントについて理解できたと思うかどうか、その科目についての意見・要望、講師ができると思うかどうか、所属する県士会での実施予定について把握することにより、講師予定者の理解度と適切に研修を実施するためにどのような支援が必要か分析を行った。

3) 全国展開に向けた講師養成研修プログラムの構築

①講師養成研修をふまえた見直し

講師養成研修の評価結果をふまえて、講師養成研修プログラムの構築にむけて、「講師養成研修用の講義要項の見直し」「全国展開用講義要綱の見直し」「全国展開用研修資料の提供」「研修運営の見直し」を行った。

4) 全国展開に向けた研修運営の手引きの作成

本研修の趣旨、ねらいをふまえて全国で研修開催ができるように、また、円滑な研修運営に資するための運営の手引きを作成した。手引きの名称は協議の結果、『「地域共生社会の実現にむけたソーシャルワーク実践力養成研修」実施の手引き』とした。

本研修は、地域共生社会の実現に資するという研修の内容特性から研修時に受講者同士の積極的な交流が図ることができる集合研修方式を基本とするが、コロナの感染拡大にあって、予防的な手立てを行いつつ研修開催を継続できることを考慮し、ICTを活用したオンライン研修及び集合とオンラインを組み合わせたハイブリッド方式の検討も行った。ICTを活用したオンライン研修は、昨年度の試行研修の運営もふまえ、今年度の講師養成研修と合わせて検討を行ったが、ハイブリッド方式については運用が複雑であるにも関わらず、コロナの感染拡大の収束が見込めない状況にあって作成した手引きについての検証が見込めないことから、できるだけ多くの都道府県で展開するためには汎用性のある開催方法とすることが望まれることから、集合研修方式を基本としつつ、感染拡大予防の対応としてICTを活用したオンライン研修が実施できるよう、集合研修方式とオンライン方式に対応する運営の手引きとすることとした。

<目次構成>

1. 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修について
2. 研修の開催企画及び運営
3. Zoomミーティングを活用した研修会運営方法の手引き
4. Zoom操作方法

(2) スーパーバイザーのフォローアップを実践できる人材の養成

1) リーダー研修の開発・試行

地域共生社会の実現に向けたスーパービジョンの推進とスーパービジョンの質の向上に向けて、スーパービジョンを地域で中心となって実践し、スーパーバイザーのフォローアップができる人材を養成するため、「スーパーバイザーのためのリーダー研修」のプログラムを開発するとともに、研修を試行した。

研修プログラム全体は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、事前のeラーニング視聴等によるオンデマンド学習と、同時双方向性型のWeb会議ツール（Zoomミーティング）を

活用した「ライブ研修」（1日間）の組み合わせによって開催した。

- 研修名：「スーパーバイザーのためのリーダー研修（試行研修）
～地域共生社会の実現に向けて～」
- 日 程：2022年2月23日（水・祝）10：00～17：30
- 会 場：Web会議室（Zoomミーティング）
- 修了者：49名（定員50名）

2) ICTを活用したスーパービジョンに関する手引きの作成

新型コロナウイルスの影響により、対面でのスーパービジョンが実施困難な状況の中、ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョンが進められつつあるものの、具体的な実施方法の手順等については明確な基準がないまま行われている現状があるため、本事業では、社会福祉士が倫理綱領や行動規範に基づき、地域共生社会の実現に資するスーパービジョンが、より効果的かつ安全に行われるよう、「ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョン」を展開する際の基本ルール、進め方等について検討し、「手引き」としてまとめた。

<目次構成>

「序文」（手引書の目的）

1. ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョンの基本的姿勢
2. 契約時の留意点
3. 「ICT（情報通信技術）を活用してソーシャルワーク・スーパービジョンを実施する場合の付帯事項協定書」について
4. ソーシャルワーク・スーパービジョンにおける「社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例等資料取扱ガイドライン」について

事業結果

1. 地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の養成

今年度の本事業の成果は、昨年度事業にて開発した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修プログラム」を全国展開して、すべての社会福祉士が地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を高めることができるために、本研修の講師を養成する研修を開発・開催するとともに、研修を実施するための手引きを作成したことである。

日本社会福祉士会の会員であるなしにかかわらず、すべての社会福祉士が地域共生社会の実現に資するソーシャルワークを実践できるだけの能力を習得するためには、あらゆる地域において「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修プログラム」を実施する必要がある。そのためには、昨年度に作成したeラーニング教材に加え、演習プログラムを実施することができる講師を養成する必要がある。そこで、すべての受講者が各科目の目標を達成するために、講師としてどのような点に留意しながら、演習を行えばよいのかを習得できるよう、講師養成研修プログラム「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）」を開発し開催した。

本講師養成研修のアンケート調査結果から、今年度の本研修の開催が全国での着実な展開につながる事が明らかになった。まず、研修参加の1番目の目的として、「所属する県士会で本研修を実施するため」と「所属する県士会以外で、本研修と同様の研修を開催するため」が21.6%となるとともに、「所属する県士会会長等から依頼されたため」も33.6%となって

おり、開催への意欲が確認された。そして、77.4%の受講者が、講師として研修を実施することができると考えている。研修の実施予定については、不明や未定が75.9%を占めるものの、実施予定の県士会は19.8%であった。このように、本講師養成研修プログラムの実施によって、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク実践能力を高める研修を実施できる講師を少なくとも116名養成するとともに、県士会による研修開催を推進したと言える。

同時に、研修を実施するためには、講師のみならず、研修全体を運営する主催団体がその方法を理解する必要がある。そこで、昨年度事業にて実施した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修プログラム」の試行研修の評価に加え、今年度の「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修（講師養成研修）」の講師およびスタッフによる振り返りとアンケート調査結果をふまえて、「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」実施の手引きを作成した。

本手引きでは、研修の主催者が本研修の目的や構成等を明確に理解したうえで、受講者の目標達成率を高める運営ができるよう、受講条件、実施方法、障害を持つ方への対応等の具体的な内容および留意点を示している。中でも、新型コロナウイルスの感染状況をふまえて研修を実施できるように、対面による集合研修とオンラインによるライブ研修それぞれの具体的な実施方法や留意点を示しているのが、ひとつの特徴だと言える。

また、今年度実施した講師養成研修のアンケート調査結果から、講師用のマニュアルや研修資料を希望する意見が複数確認されたことから、本研修の演習プログラムで使用するパワーポイントの教材を、本研修を実施する講師が使用できるように提供するとともに、演習の進め方や留意点等を科目ごとにまとめた講義要綱を作成した。ここでも、対面による集合研修とオンラインによるライブ研修のそれぞれの場合の留意点を示す等、状況に応じて効果的な演習を実施できるように工夫した。昨年度作成したe-ラーニングによる映像教材とともに、このような実施手引きや講師のための講義要綱および研修資料の提供等によって、どの県士会等が実施しようとも、本研修の目的を果たすことができる環境を整備できたと言える。

来年度から着実に本研修の全国展開を図っていくためには、本研修実施に向けた研修実施主体へのサポートが最も重要だと考えられる。来年度から実施する意向を示している県士会は3つあるものの、大部分の県士会は実施を予定しながらも、実際の実施には至っていない状況である。そのため、本研修実施の必要性をさらに周知するとともに、研修実施主体から意見や要望等を収集し、実態に合致したサポートのあり方を明らかにする必要がある。

また、本研修における演習を担当する講師についても、継続的なサポートが必要だと言える。今年度実施の講師養成研修のアンケート調査結果においても、継続研修を望む意見が複数確認されている。日本社会福祉士会として講師養成研修を再度実施することも検討する必要がある。

ただ、このような開催主催者や講師に対するサポートを行なっても、研修実施主体によっては講師の確保が難しい等の状況も考えられる。このような状況を考えると、日本社会福祉士会による本研修の実施もここ数年は必要ではないかと考えられる。

2. スーパーバイザーのフォローアップを実践できる人材の養成

(1) リーダー研修プログラムの開発と試行研修の実施に関して

1) 研修の構造について

本研修の構造の特徴は、リフレクションの複層構造を学習者の視点に立ち、研修プログラムの過程の各局面において意識的に取り入れたものと言える。具体的には、事前課題による学習目標の理解の明確化→リフレクションの概念に関する知識の理解→自らの事前課題の振り返りをとおして、リフレクションの進捗手順の活用及びその体験による学習の深化という展開を漸次的に行った。

リフレクションは、スーパービジョンに限らず対人援助職にとって極めて重要な概念であ

り、実践現場で利用者の方・家族・集団等への支援や援助に携わる中で場と時を変えて繰り返し行い、そのことがケアや援助の質を向上させていくことは言うまでもないだろう。しかしながら、その理解が充分であるとは言えない現状もある。さらに、リフレクションを自分の実践について振り返るといふ、単純な理解に立つと、地域共生社会におけるスーパービジョンの担い手としては不十分である。このような背景の理解により、研修の焦点をリフレクション・経験学習の意義に置いたものとして、基本を学び、視野を広げて、自らの行動を自律的に導くことに力点を置いた。参加者による事後評価、スタッフによる事後評価で示された結果から、この研修構造はおおむね適切であったことが明らかであり、今後も活用が望まれると考える。

2) 事前課題について

事前課題の持つ意義は大きく、研修の目的の理解、研修で何をどこまで学ぶのかという具体的な学修目標の設定等について予め準備をしておくことが可能となった。またe-learningという形態での学習方法も実務家中心の研修で適切な方法であったと考えられ、さらに、その学習した内容について記録として言語化すること、および、自分の実践と関連させて研修に臨むことが期待されている点を理解できたと考ええる。しかしながら、この一連の準備段階で研修主催者が参加者に対して何を期待しているのかについて、不明確な把握をしている人の数も少なからずあり、事前の提出物の内容には、混乱した理解の様相もあらわれていた。本文で先述したとおり、例えばリーダーという概念が具体的に何を示すのか等について研修主催者のさらなる検討による明確化が必要であったと考えられ、反省点でもあり、また今後の課題でもある。今後に向けて、今回の成果の詳細な検討が、リーダーの役割や機能の明確化を図り、現場での理解し易い具体的なリーダー像のイメージの提示につながり、さらなる改善を重ねることができると考える。

3) 研修内容について—その1

本研修の学習を進めるうえで、e-learning、グループ討議、個人ワーク等の多様な研修技法を活用した。また、受講者にとって段階的に理解が促進されることを重視し、学習の教材等をあらかじめシミュレーションし、理解の速度を考慮した順序で行った。事後アンケート、スタッフの観察等から、全体の研修の流れ、講師の専門性やインストラクション、教材の順序、多様な研修技法等に関して、概ね高い評価が得られた。また、自由記述では、次のような今後の実践での行動変化に影響を及ぼすであろう内容も示された。①演習・グループワークを通じて、気づきや学びが深められたり、他者との意見交換等により、考えが咀嚼し整理され、さらにはアクションプランへとつながっていることが挙げられた。事前課題での整理がより深められたといった内容も見られた。②自己覚知、気づきへのつながりを回答したものも多かった。③自らのモチベーション、次への動機付け、あるいは体制整備の推進へ向けた回答もあった。例えば、以下のような具体的な回答が示された。小さな一歩が踏み出せそうです；今まで行っていたSVの振り返りとそれを地域で少しでも理解して頂く為の動きを行っており、それを益々協働推進させていく必要があると感じました；身近な地域での体制整備が重要であり、できることから取り組んでいきたい；自分自身の動機付けになりました；停滞していた時点から、踏み出せそうな感覚がある。

以上のように、研修後への学習動機、多様な行動の変化等が明確に示されていることは、特筆に値する研修の成果であると考えられる。

4) 研修内容について—その2

前項でも述べたが、演習のために開発した、インストラクションの方法、様々の記録書式、Zoomを通しての相互学習の促進等に関しては、スーパービジョンの研修を行う上で、大切な礎を築くことができたと考ええる。同時に以下のような課題も示された。本文で詳述したが、

演習で取り上げた、日々のスーパービジョン実践において「スーパーバイザーの主訴のアセスメント」「スーパービジョンのゴール設定」が曖昧であり意識が低い、「ミクロのスーパービジョン実践が中心である」という実態も明らかになった。このことは本事業に取り組む契機となった命題であり、一層研鑽を進めることが再確認された。このことに関して、受講者から「ミクロのスーパービジョン実践が中心」であるとの実態が報告されたが、研修のプロセスを通して、メゾ・マクロのスーパービジョンへの視点への気づき、さらに、実際はメゾ・マクロのスーパービジョン実践を行っていたとの再認識も得られている。実践の振り返りをし、リフレクトし、再認識していく過程の中で、グループディスカッションを通して、地域共生社会の実現に資するリーダー像について、メンバーで検討し、共有する機会にもつながったと考えられる。今後は、①スーパーバイザーとして行っているスーパービジョン実践に対して理論を含めた振り返る機会、②他者のスーパービジョン実践から振り返る研修を企画する等の機会、③スーパーバイザーとしてスーパービジョンを意図的に受ける機会が欠かせない。

5) 研修内容についてーその3

事後課題の分析では、他の評価とも重なるが、講義・演習の相乗効果により研修効果が高く、『地域共生社会の実現』に貢献する社会福祉士への支援を意識したソーシャルワーク・スーパービジョンに関する理解が進展したことが明らかになった。前項で述べたミクロ・メゾ・マクロのスーパービジョンにおける実践的理解に関しても、講義を受け、演習を体験し、自らのソーシャルワーク実践を地域共生社会の実現との関連でとらえなおし、認識が深まったことを事後課題から読み取ることができた。また、『地域共生社会の実現』に貢献する社会福祉士への支援を推進するための体制づくりに関しての問いについては、参加者の所属する都道府県社会福祉士会等の既存組織の活用と、自身の関与に触れた記述が多かった。このことは、スーパービジョンの実施体制の整備や実施効果について伝達してきたことにもよると思われる。しかし、反面、都道府県社会福祉士会の活動に限定しない、幅広い団体や住民組織、地域の関係機関との関連での記載は薄く、『リーダーの目指すべき役割』及びそれらを実現するための工夫や取り組みに関して」は、その他の項目に比較し、新たな視点や気づき等は事後課題の記述からは読み取ることが限られた。「リーダーの目指すべき役割」の定義のさらなる明確化を企画段階からはかり、研修プログラムにおいても十分な時間をかけることにより、効果が期待できると考える。

(2) 「ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョンに関する手引きの作成」に関して

1) 概要

本事業では、「ICTを活用したスーパービジョンの手引き検討委員会」において検討を重ね、手引きの作成を行なった。手引きの作成は、新型コロナウイルスの影響により、対面でのスーパービジョンが実施困難な状況の中で、ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョンが行われるようになり、その実施方法の手順等に関する基準の明確化を意図したものである。尚、今回の手引きは、個人スーパービジョンに焦点を当てたものであり、スーパービジョンの別の類型であるグループスーパービジョンについては、個人スーパービジョンとは異なる観点からの検討が必要であるところから、今回のガイドラインでは触れていない。

全体の構成は、序文として手引書の目的、ICT（情報通信技術）を活用したスーパービジョンの基本的姿勢、契約時の留意点、「ICT（情報通信技術）を活用してソーシャルワーク・スーパービジョンを実施する場合の付帯事項協定書」、さらに、ソーシャルワーク・スーパービジョンにおける「社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例等資料取扱ガイドライン」についてまとめている。

2) 本手引きの特質～本事業の成果として

ICT（情報通信技術）を用いたスーパービジョンの実施に関しての課題は多岐にわたるが、根本的にはスーパービジョン実施を含めて、教育現場、研修状況というソーシャルワーク領域全体の中で捉えられるものであろう。本事業により作成・提示した具体的な手引きは、スーパービジョンにおいてICT（情報通信技術）を活用する際のスタンダード・基準を今後構築していくための重要な成果として位置づけられる。その特徴は、以下の5点に示される。

第1に、スーパービジョンにおけるICT（情報通信技術）の活用に関してメリットとデメリットをできるだけ具体的に記述している点である。

言うまでもなくメリットとデメリットは、コインの裏表とも位置づけられ、技術的な進歩や革新の経過の中でその文言や内容は変化する。ソーシャルワークという対人援助職のスーパービジョンにおけるICT活用の手引きという冊子が示されることで、ここに記述したメリットやデメリットが経験と共に精査され、より有効な洗練された内容となることが期待される。そのためには、ICT（情報通信技術）を用いたスーパービジョンの有効性に関する明確な根拠を同時に検証していくことが必要であろう。

第2に、スーパービジョンにおけるICT（情報通信技術）の活用の倫理面、あるいは価値に関わる具体的な論点を手引きとして示している点である。

スーパービジョンにおいて価値観や倫理は、極めて重要とされることは言うまでもない。認定社会福祉士認証・認定機構においても、スーパーバイザーの倫理について検証し、具体的な項目として示している。また、日本社会福祉士会における事例活用時の倫理に関する提示も行なわれてきた。本事業により作成した手引きは、それらの蓄積とその検証を基盤として新しくスーパービジョンにおけるICT（情報通信技術）の活用に関して、実践的に応用し、スーパービジョンの中でスーパーバイザー、スーパーバイジー両者を支え、また保証する機能の一旦を担うことが期待できる。

第3に、本手引きにおいては、特にスーパービジョンでスーパーバイジー課題等と関わる事例に関しての基準となる一つの試案について、従来から展開されている他専門職領域の蓄積を含めて、総括的に精査し、策定している点である。

事例に関してICT（情報通信技術）を活用することにより、情報の拡散への懸念等について、記録の方法、情報共有の方法、スーパービジョン関係の締結されている時期と事前・事後の考慮点等、対面で実施するスーパービジョン自体への注意の喚起も含めて、明記することに留意した。このガイドラインが用いられることにより、その意義や修正点等が、社会福祉専門職団体の具体的な議論の資料となることを願っている。

第4に、本手引きは、ソーシャルワーク・社会福祉の領域を越えて、また、所属組織・機関の相違を越えて策定している点である。

手引きの活用には、領域の相違は、もちろん、とりわけ、所属機関や組織のポリシー、機能等との関係を十分考慮に入れ、活用されることを望むものである。領域の相違や所属組織の相違は、スーパービジョンにおいて、むしろ、質を高めることへの挑戦であり、ひいてはジェネリックソーシャルワークのより一層の基盤づくりに寄与するものでもあると捉えられる。このことに関しても、第3点と重なるが、積極的な意見交換の土壌が必要となる。

第5に、本手引きは、スーパービジョンが文化として浸透していく上での、いわば始めの要の一つとして位置づけられる点である。

ICT（情報通信技術）の活用に関しては、冒頭で述べたように、スーパービジョンという限定された場面や方法・領域に限ることはあまり意味を持たず、それ以上に、教育現場、研修状況・場を含めたソーシャルワーク領域全体の中の1つの場面・方法領域として捉える必要がある。例えば、スーパービジョンでの事例の守秘義務について、教育現場、研修状況・場という学習者の相違・特質・目的等について、それぞれのガイドライン・手引きが明確に

設定され、それらが連動することによって、スーパービジョンが文化として形成されていく地盤作りとなる。その意味で、本手引き、およびその検討過程において重ねられた議論の蓄積は、始めの要の一つとして位置づけられると考える。

事業実施機関

公益社団法人日本社会福祉士会
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL 03-3355-6541
FAX 03-3355-6543